

仕 様 書

1 件名

4歳児訪問事業用 絵本 買入

2 明細

品名	品番 等	数量
きみのところをつよくする えほん	監修：足立啓美 絵：川原瑞丸 出版社：(株)主婦の友社 ISBN：978-4-07-452156-2	900冊

3 納入期限

令和6年7月31日（水）

4 納入場所

生野区役所2階 保健福祉課（福祉サービス）

5 特記事項

- （1）見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- （2）契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- （3）納品にあたって諸物品若しくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- （4）納入後、物品を使用する際に不良品があった場合若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け新品と交換すること。
- （5）入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。

6 担当者

生野区役所保健福祉課子育て支援室 担当：礒山・二宮
住所 大阪市生野区勝山南3-1-19
（電話：06-6715-9024）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課

自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。